

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 六〇
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 六〇
 - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 六〇
 - 森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 六〇
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇
 - 公金の収納の事務を委託した件 六〇
 - 道路の区域を変更する件 六〇
 - 道路の供用を開始する件 六〇
 - 福島県人事委員会 六〇
 - 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 六〇
 - 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 六〇
 - 福島海区漁業調整委員会 六〇
 - すくい網漁業について指示する件 六〇
 - こうなご電気棒受網漁業について指示する件 六〇
 - 福島県内水面漁場管理委員会 六〇
 - コイの持ち出し等について指示する件 六〇
 - コイの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 六〇
 - 漁業法により公聴会を行う件 六〇
 - 令和五年度目標増殖量を定めた件 六五

告 示

福島県告示第百十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、南会津町土地改良区が南会津地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和五年二月二十二日から
 - 同 年三月十三日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 南会津町役場本庁舎

（農村計画課）

福島県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、藤橋地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 令和五年二月二十二日から
 - 同 年三月十三日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 浪江町役場

（農村計画課）

福島県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、高野地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和五年二月二十二日から
 同 年三月十三日まで (二十日間)
 三 縦覧の場所
 会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、吉ヶ平地区に係る県営水利施設等保全高度化事業(一般型(整備型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和五年二月二十二日から
 同 年三月十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
 会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第百二十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
 令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 区域及び期間
 1 区域 福島県一円
 2 期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 二 森林病虫害等の種類
 松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。))又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由
 県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見ても、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 緑川嘉喜太郎 佐川毅 戸井田李三郎 戸井田勝吉 鈴木満 鈴木照子
- 二 通知内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和五年福島県告示第二十七号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和五年一月六日次のとおり委託した。
 令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 建設業許可及び経営事項審査の電子申請にかかる手数料等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 1 名称 株式会社エフレジ
 2 所在地 大阪府大阪市北区大深町四番二十号 グランフロント大阪タワーA
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和五年一月十日から同年三月三十一日まで

(技術管理課建設産業室)

福島県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三二六番一三地先から 同 市泉町下川字境ノ町一六番二地先まで	変更前	一六・七・九	七三五・六
		変更後	一六・七・七 一九三・五	七三五・六

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七六番地先から 同 市泉町下川字大剣三七六番地先まで いわき市泉町下川字大剣三二六番一〇地先から 同 市泉町下川字境ノ町二〇番一〇地先まで	令和五年二月二一日

福島県人事委員会

(道路計画課)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年二月二十一日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 「公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」
を「公益財団法人福島県都市公園・緑化協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年二月二十一日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則
職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第三福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の項受験資格の欄第六号を次のように改める。

六 土木(先行実施枠)

試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日における年齢が三十五歳未満の者で次に掲げるもの

- ア 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した者で、試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日において大学を卒業した日又は大学院を修了した日の翌日から起算して五年を経過していない者
- イ 大学において土木に関する専門課程を修めて試験告知の日の

属する年度の次の年度の三月末日までに卒業見込みの者
ウ 試験機関がア又はイに該当する者と同等の資格があると認め
る者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年二月二十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和五年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三十一日までとする。

四 制限又は条件

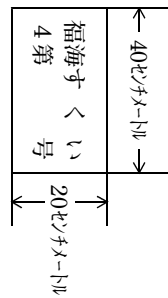
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (一) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (二) いかなごを対象とする場合は、(一)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(一)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年二月二十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和五年四月一日から同年三十日までとする。

四 制限又は条件

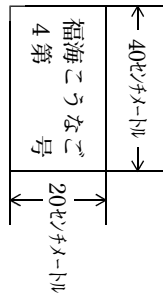
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東九海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東五海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東二・五海里の点、同市番所灯台中心点正東三・五海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東五海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までとする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMF法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

コイの持ち出し等について指示する件（令和五年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和五年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において準用する第六十四条第五項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和五年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
令和五年三月八日 午後一時三〇分	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 会津方部の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者
令和五年三月二三日 午後一時三〇分	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 熊川漁業協同組合、富岡川漁業協同組合、木戸川漁業協同組合、夏井川漁業協同組合、鮫川漁業協同組合及び久慈川第一漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者
令和五年三月一五日 午後一時三〇分	福島市杉妻町二番一六号 福島県庁本庁舎五階正庁	1 共同漁業権を有する者 2 阿武隈川漁業協同組合、真野川漁業協同組合、新田川・太田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合の各漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第六十七条第二項において読み替えて準用する第六十二条第一項本文の規定により福島県知事が作成した福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、各公聴会開会の五日前までとする。

四 提出先

郵便番号九六〇一八六七〇 福島市杉妻町二番一六号
 福島県内水面漁場管理委員会事務局（福島県農林水産部水産課内）
 電話〇二四一五二一七三七九

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、福島県内水面漁場管理委員会において選

定する。

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

内水面第五種共同漁業権漁場における令和五年度目標増殖量を次のとおり定めた。
 令和五年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会
 会長 片山 亜 優

令和5年度日標増殖量

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う		い	わ	な	や	ま	め	す	わ	か	さ	ぎ	う	な	ぎ	
									種苗放流	産卵場造成															
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg 21		kg 21		kg 126	尾 560	箇所 -	1,120	-	尾 1,680	尾 6,300	-	尾 -	万粒 100		kg 3							
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	53		7		180	1,120	-	630	-	630	8,400	-	-	-	-	-	-	-	-	70		4	
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	18		7		35	560	-	630	-	630	3,360	-	-	-	-	-	-	-	70		1		
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	28		28		550	1,400	-	4,620	-	42,000	-	-	-	-	-	-	-	-	70		8		
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	-		-		120	280	-	-	-	5,040	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	-		-		75	2,360	-	1,260	-	2,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	-		-		45	-	-	3,360	-	3,360	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	14		-		250	280	-	12,600	-	14,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-		6		
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	70		105		250	8,400	-	2,100	-	33,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-		3		
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	46		46		900	3,640	-	4,200	-	16,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8		
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	1,400		525		1,200	56,000	-	23,520	-	39,900	-	-	-	-	-	-	-	-	700		28		
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	25		-		750	980	2	-	-	25,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	32		525		-	37,410	1	10,500	-	4,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-		14		
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	18		18		-	2,800	-	13,440	-	9,240	-	-	-	-	-	-	-	-	1,470		-		
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	14		14		-	1,400	-	5,040	-	3,360	-	-	-	-	-	-	-	-	700		8		
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	105		105		-	16,800	-	22,260	-	13,440	-	-	-	-	-	-	-	-	5,390		12		

内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	175	175	-	2,240	-	8,820	5,460	-	-	-
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	350	350	678	14,000	-	16,800	8,400	-	70	-
内共第19号	大 川	会津非出資漁業協同組合	-	-	1,337	1,420	2	21,000	12,600	-	70	3
内共第20号	大 川	南会東部非出資漁業協同組合	105	-	855	1,600	2	21,420	15,540	-	700	-
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	91	91	126	2,620	-	10,080	6,300	-	-	-
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	19,320	-	-
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	-	-	300	1,680	-	6,720	6,720	-	-	-
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	70	-	-	1,350	1	14,700	20,160	-	1,260	-
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	-	-	3,500	10,560	4	67,200	25,200	-	-	-
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	-	-	-	-	-	18,900	4,200	-	-	-
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	105	70	-	3,360	-	14,280	14,280	-	140	-
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	-	-	-	-	-	2,520	1,260	-	-	-
合 計			2,740	2,087	11,277	172,820	12	308,280	351,120	19,320	10,740	98